

令和5年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年9月6日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	小川出張所長	村上明美
企画財政課長	深澤昌美	税務課長	星善浩
住民課長	石井里子	生活環境課長	杉本篤
健康福祉課長	益子利枝	子育て支援課長	藤浪京子
建設課長	横山和則	産業振興課長	熊田則昭
上下水道課長	加藤博行	農業委員会事務局長	田角章

学校教育課長 加藤 啓子

生涯学習課長 高瀬 敏之

職務のため議場に参加した者の職氏名

書記 金子 洋子

書記 奈良 大輔

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
-

◎一般質問

- 議長（益子純恵） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 川 俣 義 雅

- 議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問を許可します。

6番、川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

- 6番（川俣義雅） 皆さん、おはようございます。川俣義雅です。

質問通告のとおり、3項目質問をします。

1項目めは、熱中症対策についてです。

今年は梅雨明け前から暑い夏が始まり、35度を超える猛暑日がかつてなく多くありました。テレビでは、連日のように命を守るためにと対策が報じられ、町でも熱中症対策を訴える告知方法を流しました。異常な高温が続く中、適切な呼びかけだったと思います。

しかし、町で救急搬送された件数をつかめるようなシステムにして、対策で重要と思われるエアコン未設置家庭がどのくらいあるかなど、実態をよくつかんだ上での対策が必要だと思ひ、まず4点伺ひます。

1点目、熱中症やその疑いで救急搬送された件数を町として把握する考えがありますか。

2点目、町からの告知放送にある涼しい部屋とはエアコンが設置されている部屋を想定しているのですか。

3点目、エアコンがない家庭には設置してもらふべきと町は考えていますか。

4点目、エアコンのない家庭が新たに購入、設置する場合、町から補助金を出す考えがありますか。

以上、まず伺ひます。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 熱中症対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、救急搬送された件数の把握についてですが、南那須地区広域行政事務組合消防本部によりますと、当町における熱中症搬送件数は今年9件と聞いております。

熱中症は死に至る重篤な病気であり、近年救急搬送人員や死亡数が高い水準で推移していると認識していますので、那珂川消防署と連携を密にし、情報の共有をしていきたいと考えております。

次に2点目、涼しい部屋についてですが、エアコンだけではなく、扇風機や冷風機などの空調設備、よしずやすだれなど、また、グリーンカーテンなどで日差しを和らげるようにして過ごせる場所を想定しております。

次に3点目、エアコンの設置についてですが、エアコンなどの空調設備を使用することにより、涼しい環境で過ごすことが効果的な熱中症対策になると考えております。しかし、2点目でお話したとおり、空調設備やよしずなどの対策も考えられますので、必ずしもご家庭にエアコンを設置してもらふべきとは考えておりません。

次に4点目、エアコン購入の補助金についてですが、年々暑さが厳しくなっており、エアコンを使用することで、熱中症予防には有効的であると理解しています。まず、最初に取り組むべき熱中症予防といたしまして、暑さを避ける方法や小まめな水分補給など予防に関する啓発を継続することが重要であると思ひます。現段階ではエアコン購入の補助については考えておりません。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問を行います。

まず1点目です。消防署に連絡をすれば、消防署のほうでは必ずそういう記録は取ってあると思いますので、分かると思います。これからは頻繁に連絡を取っていただければと思います。

今年は9件だということでしたけれども、これは例年に比べて増えているのでしょうか、どうなのでしょう。それがもし分かったらお願いしたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

今年度は今のところ9件、前年度については、情報は把握しておりません。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） できれば、今まで何件だったのかということが分かれば、また対策をもっとも必要なのかなとか、それから、来年度どのぐらいになるだろうと予想も立てられるのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

2点目の再質問です。

町でやった告知放送なんですけれども、国とか県とか、そういうところから熱中症対策を徹底してほしいと、こんな放送を流したらどうかというようなことはあったのでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

国・県からは熱中症予防対策については、早いうちから啓蒙活動するよというよな文書は入っております。ただその方法としては、各首長の考えで取り組んでといった解釈で、那珂川町では告知放送がございますので、そちらを有効に活用すべきと考えまして、このよな対策を取らせていただきました。

以上になります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ということは、そういう告知はしてほしいけれども、文章については自

治体で自主的に考えるということでもいいですね。

それで、厚労省、国としては熱中症対策としてのエアコン使用についてどう考えていると、町は捉えているでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

国としての熱中症の捉え方について、町としてはどのように捉えているかというご質問かと思えますけれども、先ほどもお話ししたとおり、熱中症対策については告知、あとは様々な予防策、先ほども答弁で説明させていただきましたけれども、水分を取ったりとか、体調管理をしましたりとか、もちろんそのの一つに環境整備というところで空調整備を使ってというようなことも入っておりますので、町としては、総合的に考えて、熱中症対策を捉えていると考えております。

以上になります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） インターネットで調べてみると、扇風機の使用とか、そういうのも書いてありますけれども、高齢者のための対策として、エアコンを上手に使いましょうという文言があるんですね。ですから、私は、厚労省はエアコンを使ってほしいと、上手に使うしてほしいと、適切に使うしてほしいと、そういうふうに考えているのだなと受け取りました。

県でも同じようなことだというふうに恐らくお答えになると思いますので、県のほうも調べてみると、やはり熱中症予防のために、エアコンを適切に使いましょうという、そういうチラシが出てきたんですね。そういうことで、県のほうでもやはりエアコンを適切に使う、国でもエアコンを上手に使うということが呼びかけられているというふうに私は思うんです。

涼しい部屋といっても、例えば扇風機を使うと、上のほうと下のほうとの温度が平均化されるとか、そういうことはあるんですけれども、部屋の温度そのものを下げるということはやっぱりできませんので、やはりこのエアコンを使うことがどうしても必要なのかなというふうに思いますけれども、涼しい部屋とか、部屋を涼しくということの裏には、やっぱりエアコンを使ってということがないと、なかなか現実には難しいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

涼しい部屋を、環境を整えるためには、エアコンがやはり必要ではないかというようなご質問かと思えます。

確かにエアコンは機能的にもすぐ部屋が早く涼しくなるので、体力が落ちているときには、また、高齢者の方々には、早く冷やすといった点では有効であるとは考えます。

ただ、エアコンだけではなく、やはり扇風機とか、今スポット的に使える冷風機、直接エアコンというよりもっと簡単に設置ができる冷風機等もいろいろなお店でも購入できるようになっておりますので、必ずしもエアコンだけではないと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） エアコンのほかにも涼しくするものはあるというようにお話でしたけれども、一般的にはやっぱりエアコンをすぐに、皆さんもそうだと思いますけれども、エアコン設置しているということを前提にして、それを使って涼しくするというのが一般的だと思います。

猛烈な暑さから身を守るため、エアコンが全てではないけれども、エアコンがあれば、必ずそれをスイッチを入れれば涼しくすることができるというのは確かだと思います。

3点目の再質問です。

エアコンを使ってほしいというふうには町のほうとしては考えているのでしょうか、どうでしょうか。部屋を涼しくするときにはエアコンを使ってほしいと考えていますか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 繰り返しになりますが、ご家庭にエアコンが設置されているご家庭では有効に使っていただければと考えております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） あれば当然それを使ってほしいというふうに思うと思います。

ところで、エアコンが設置されていない家庭、町にどのぐらいあるか、大体の数でもつかんでいるのでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 町内のエアコン設置状況についてですが、エアコンが設置してあるか否かについては、町として把握はしておりません。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そういう調査はなかなかされていないと思うんですけども、かなりあるだろうというふうに思います。この町は、例えば十数年前ぐらいまではエアコンなしでも何とか夏を過ごせたという状況があると思うんです。ところが、最近はそうは言っていない、やはり気温の上昇というのが今までとは違う、そういう段階に来ているんじゃないかというふうに思います。そういうときに、やはりエアコンがないという家庭はこの暑い夏を過ごすのは非常に大変だと。命にも関わるそういう問題だというふうに思うんです。

4点目についての再質問です。

現在はエアコンを新しく設置することについて補助金を出すということは考えていないということでしたけれども、今年は今まで以上の猛暑だったわけですけども、来年以降これが下がるという、そういうことは見込みはありません。むしろもっとひどくなるのではないかという予報が出ています。

涼しさを保つことができるという、そういう状況に各家庭があるということを前提にして、熱中症対策というのを訴えるのが私は当たり前の姿になっていくのではないかと思います。今後の見通しとして、エアコン設置について、全ての家庭が設置することが望ましいと私は考えていますけれども、町はどう思っているのでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） エアコン設置、町はどう思っているか、川俣議員のご発言を聞いていますと、必ずエアコンを設置しなきゃいけない、こんなふうに聞こえます。今大半のご家庭では、ご自分でエアコン設置をされている家庭もたくさんございます。それから、川俣議員先ほどおっしゃったように、昔ながらにエアコンがなくても過ごせている家、今もしっかりとありますし、私もそういう家を何件も確認をいたしております。ですから、私は全ての家庭にエアコンがなければならぬという考えは持っておりません。

それと、エアコンがないと本当に死活に関わる、生死に関わる、こういう家庭もあろうかと思えます。ただ、低所得世帯とかそういうところに多い、そのように川俣議員はおっしゃりたいと思うんですけども、今までコロナ禍の中でもいろいろな国の給付金がございますし、低所得者対象の給付金もございます。そういう給付金をエアコンには使ってはいけな、こういう文言はどこにも書いていないと私は認識をいたしております。

ですから、各家庭によっていろんな優先順位があろうかと思えます。そういう中でエアコンを最優先に持ってくるか、あるいはテレビを最優先に持ってくるか、いろんなご家庭があろうかと思えますので、そういう中で、各家庭でお考えをいただきたいと思えます。

それともう一つ、昨夜も雷が落雷をした、こんなとき停電が起きます。そういうときに動いてくれるエアコンがあれば、私はもっとすばらしい、こんなふうを考えております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町長が答えてくれましたけれども、必ずしもエアコン設置しなければならないというようなものではないと。その家庭、家庭で大事なものとしてエアコンを考えるなら、そちらを優先して設置すべきだというようなことだったと私は理解しています。

憲法第25条、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、国にはその努力義務を課しています。憲法でうたわれている以上、本来は国が、全ての国民が健康で過ごせるためにどうしたらいいかということを考え、国民一人一人がそれができない状況であれば、国がそれを保障するというのが当たり前と私は考えます。

先ほど、国はエアコンについてどう考えているか、県はどう考えているかということでお話ししましたがけれども、エアコンを上手に使ってほしいと、それから、エアコンを適切に使用してほしいと、そういうことをうたっています。ですから、これはエアコンがある生活が望ましいと考えているに違いありません。違いはないんだったら、本来は国がそういう状況にない、あるいは金銭的にそういうことが難しい家庭については補助金を出してでも、健康を守るために国民に対して補助すべきだというふうに私は考えます。

町の考えはそうではないということですので、町の考えを言われましたけれども、これからの温暖化、あるいは沸騰化などの言葉も使われているように、これからますます大変になってくると思えます。今までとは違うと、先ほども言いましたけれども、そういう観点に立って、前向きに検討をお願いしたいというふうに思えます。

2項目めの質問に移ります。

県営馬頭産廃最終処分場の安全対策についてです。

処分場の完成が間近になり、今月15日に稼働が開始されようとしていますが、多くの町民は安全対策が十分なのか不安を持っています。そもそも33年前に和見地区に不法投棄された廃棄物の処理は県の責任で行わなければならないものであって、それを片づけるという理由で産廃処分場を那珂川町に建設するという理由は成り立たないのにもかかわらず、処分場建

設反対を抑え込んで建設計画が進められました。

さらに福島原発事故の高レベルの放射能を含む産廃搬入は受け入れ難いと多くの町民の声があり、さらには2017年6月の町議会本会議で馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入反対決議が満場一致で採択されたにもかかわらず、4,000ベクレルまでの産廃の持ち込み可能という環境保全協定が県と町とで交わされ、建設工事が進み、現在に至っています。

これまでの経過をたどれば、今後12年間に及ぶ産廃搬入と、それ以降の保存期間において持ち込まれる産廃による被害が出てはならないと思います。

県は県営処分場の透明性の高い適切な管理運営を行うため、地域住民、学識経験者、県、町等で構成する安全推進協議会を設置するとしていましたが、その1回目の会議は既に開かれたと聞いています。

産廃馬頭処分場の安全な稼働のために、以下6点伺います。

1点目は、安全推進協議会の運営に関する要領という文章がつくられ、それには2023年4月1日施行となっていますが、その要領作成に関して県から町に相談があったのでしょうか。

2点目です。安全推進協議会委員選出についてですが、地域住民として和見、小口、小砂の各行政区長と町行政区長連絡協議会会長となっていますが、3つの行政区と区長会に打診はあったのでしょうか。

3点目です。要領の第2条に、協議会は県が報告を行うモニタリングデータ等について協議するとなっていますが、協議会として質問や助言はできるのでしょうか。

4点目です。要領の第6条に会議は会長が必要に応じて招集しとありますが、定期的にかねない理由を伺います。

5点目です。空間放射線量を測定するモニタリングポストを施設内に設置するとしていますが、町として施設外にも設置を要求してほしいと思っています。町が施設外へのモニタリングポスト設置を県に要求しないのはなぜですか。

6点目です。モニタリングポストの値が明らかに上昇した場合は、町は稼働の停止を求めますか。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 県営処分場の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、安全推進協議会運営要領の作成相談についてですが、県営処分場エコグリーンとちぎ安全推進協議会の運営に関する要領については、施工前の要領案の段階で内容の説明を受けております。

次に、2点目、安全推進協議会の委員選出に打診についてですが、安全推進協議会の委員は地域住民、学識経験者、県、町から県知事が任命することになっております。地域住民として町行政区長連絡協議会会長、和見、小口、小砂の3行政区長、議会教育民生常任委員長が任命されております。任命に先立ち、県からご本人へ就任依頼についての説明がされております。

次に、3点目、協議会でのモニタリングデータ等への質問や助言についてですが、県が制定した県営処分場エコグリーンとちぎに係る住民による処分場監視システムに関する要綱第2条に基づき、エコグリーンとちぎの透明性の高い適正な管理、運営を行うコミュニケーションの場として安全推進協議会が設置されておりますので、質問や助言は可能であります。

また、モニタリングデータ等については、県及び事業者から詳細な説明があるほか、委員として学識経験者が2名任命されており、十分な協議が可能であると考えております。

次に、4点目、会議が定期的に行われない理由についてですが、エコグリーンとちぎの環境モニタリング計画に基づくモニタリング項目については、少なくとも年1回以上の頻度で実施する項目があります。

安全推進協議会では、このモニタリング結果についても報告事項としているため、第1回安全推進協議会で協議した結果、年1回以上開催することが確認されており、また、委員からの要望があればその都度開催を検討することとなっております。

次に、5点目、モニタリングポストの施設外設置についてですが、受入れする廃棄物の放射能濃度は国の安全基準の半分である4,000ベクレル以下となっております。搬入前にサンプルを採取し、受入れ基準を満たしていることを確認し、搬入時にも計量等において測定を行い、さらに荷下ろし時の展開検査時にハンディ型計測器で計測することになっております。

また、処分場内においても空間放射線量については、敷地内10か所において測定することとしております。

県においては、こうした安全管理体制によりモニタリングポストの施設外設置については考えていないとのことでした。

次に、6点目、モニタリングポストの値が上昇した場合についてですが、環境保全協定第13条に規定する事故等の発生時の措置として、地域住民の安全確保に支障を及ぼすおそれが

ある場合、搬入を停止し、適切な措置を講ずることとともに当該事故等の状況を町に報告することになっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今お答えになった中で、5点目のお答えは答えになっていないというふうに思いますが、これは町がモニタリングポスト設置を県に要求しないのはなぜですかということでお答えいただきたいと思っておるんですが、もう一度お願いしたいと思えます。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） モニタリングポストにつきましては、町内で馬頭図書館の脇に設置されているように、空間線量の数値を図るものですので、例えば車とかで移動しているもの、瞬間的に移動したのものについての測定については、向いていないと聞いておりますので、多分川俣議員がおっしゃるのはいわゆる通行している車両とかがあった場合、その放射線量が反応するようなものについてご希望だと思うんですけども、そういった意味で、モニタリングポストについては多分川俣議員がおっしゃるようなものについては設置されないとか、そういったものではないかなと思われるんですけども、それ以前に、町としての要望なんですけれども、県でそういった放射能濃度に関する安全対策、施設内においては十分に確保されていますので、それについて施設外においても同様なものについては、町としては特に要望しないという形になっております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） それについては、後でお話ししたいと思います。

1点目の再質問です。

町へ相談があったということでしたけれども、協議会を構成する地域住民に関して、公募を求める意見が出ていることは伝えましたか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 公募委員の設置についても協議の中で話が出ましたが、県からの説明では、他の県で設置された同様の安全推進協議会を参考にして、公募については特に求めないという話でございました。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 1年前のこの議会で、私は公募が必要なんではないかという意見を述べました。それに対して、町は県に伝えるということを答えていましたので、それは協議の中で伝えたということだと思います。

「グリーン・ライフなかがわ」の46号にでも、町民からの質問に答えて、安全推進協議会の案は県と町で協議すると答えていますので、それは行われたんだと思います。

2点目の再質問です。

行政区長、それから、区長会長については、連絡をしたと、本人へ説明したということですが、行政区長や行政区長連絡協議会会長、これは那珂川町の1つの機関だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまのご質問にお答えいたします。

行政区長におかれましては、町の規則、那珂川町行政区設置規則等に定めがあるものがございますので、町の機関という考え方はある意味合っていると思うんですけれども、その趣旨的には、地元行政区の代表としての取扱いになりますので、そういった意味では地域の代表ということでもあるのかと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町の行政機関の一つだということ、それはそうだと思います。

それで、町の機関組織、それを県がそのまま利用するというのは、おかしいとは思いませんでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

行政区長におかれましては、地域住民の代表として各行政区から選出されております。地域住民の代表として、行政区長におかれましては、町の様々な会議や事業に出席しておりますので、そういった意味では、今回委員に委嘱したものは問題ないかと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 会として行政区の集まり、それから区長会の集まりというところで確認は取ってはいないんですね。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

会としての確認を取った上で選任しているのかという件につきましては、それにつきましては、県で各行政区長さんのほうに訪問して承諾を得ているという形になっておりますので、町としては、そこまでは関知はしておりません。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 区長さんもこの処分場に関する安全推進委員会の委員になるという想定でなったのではないのではないかと、それから、区長さん誰かやることに賛成した区の方も今度の区長が安全推進協議会の委員になるんだということを前提にして、その人でいいということを認めたわけではないのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 区長さんは、皆さんご存じのように、率先して手を挙げて、私が区長やりますと言ってやったださる方、ないと言えないと思いますけれども、大方の地域では、行政区のいろんな役職の人、あるいはその区内に住んでいらっしゃる方に頼まれて、お願いをされてやっという方、こういう方が大変多いと私は認識をいたしております。

そして、区長というのはどういう仕事があるか、これを全部把握した上でお引き受けしてくださっている区長さんというのは非常に少ないのではないかと思います。区長会が招集されて町に来てみて、そして、区長の役割、多岐にわたります、いろんな役職、充て職等もございます。その中の一つにこういう処分場の関係もあった。これを初めから想定してやっという方、ないとは言えませんが、大方の方は想定はしていなかった、このように思います。

ですから、区長さんというのは仕事が多岐にわたってきますから、それを一つ一つ理解した上で、区長をお引き受けくださっている方、こういう方は非常に少ない、このように私は

理解をいたしております。そして、その上でやってくださることに感謝をしているところでございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 区長さんは、この安全推進協議会の委員になるということは、それを想定してなったのではないのではないかと、町長もそんなふうにおっしゃられました。

そうだと思うんです。この安全推進協議会というのは、3つの区の区長さん、それから区長会長さんが今回なっていますけれども、区の代表だということだけではなくて、安全推進協議会の委員というのは、あくまでもこの町全体の民意を把握しながら、町民全体が安全で健康で暮らせるように、そのために力を尽くすと、何か問題あったならば異議を唱えるということも含めて頑張ってもらおうという、そういう役割を持っていると思います。

そういう点では、ただ近くの和見、小口、小砂だけではなくて、本来であれば、町の中で関心のある方になってもらうのが妥当だろうというふうに思います。少なくとも建設前の説明会では、この町の方以外も含めて、どなたでも参加して、その説明会に臨み、意見があれば、意見を申し述べるということができたはずです。

それが今回は3つの区、それから区長会長しか自分の意見や、疑問を述べることができないと、逆に町民全体のそういういろんな声を背負っているんだという、そういうことを自覚してやってもらうことになるわけですけども、それについてはやっぱりもっと丁寧な区や区長会にこういう役割をやってもらうと、皆さんいいですねということで、構成委員にもきちんと諮る必要があったのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 川俣議員のおっしゃることは理解いたします。

しかし、近隣の3つの行政区長さん、これは地域の代表としては十分な方々であろうかと思えます。そのほかに専門的な知識を持った学識経験者の方もいらっしゃいます。こういう方がいますので、私は十分であろうと思えます。

そして、仮に誰かがその区の代表、あるいは区長会の代表になりたいと思う方がいれば、段階を踏めばそういうことも可能かと思えます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） それでも、3つの行政区に所属していなければ、それができないわけですから、その小さな地区だけの問題ではないので、論議としては私は成り立たないのではないかと思います。

では、3点目の再質問に移ります。

要綱では、安全推進協議会は県が報告を行うモニタリング等について協議するとしていますが、例えば処分場にあるシートで、一番底にあるシートですね、漏水、破損しての水漏れですが、起きた場合、漏水探知機が働くシステムになっているということでしょうか。そして、そのデータも安全推進協議会に示されることになりますか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

そういった問題が発生したときには、まずその措置をした上で町に報告があります。安全推進協議会におかれましても、そういったことにつきましては、当然説明があるものと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 分かりました。

4点目の再質問はなしにします。先ほどお答えの中で一定の頻度、1年間に1回以上は開くということになりましたので、ただ、その要領そのものはそう書いていません。協議会会長が必要だと思ったときに開かれるというふうになっていますので、その辺は改めてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長、すみません。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 改めるように県のほうと協議してもらえませんかでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 規定の中で定期的に関くようにということで、意見があったことを協議会の中及び県には伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣議員、今のは再質問ということによろしかったでしょうか。4項目については再質問はないということだったんですけれども、ただいまの質問は4項目につい

での再質問だったでしょうか。確認をいたします。

川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問は要らないと、必要ないといふうに私が言いました。

要領の改善を県に求めるということについては、結局改善されることになっていきますので、それを明確にするかどうかということで、追加の質問というか、確認だったと考えていただきたいと思います。

5点目の再質問です。

空間線量、これは町の人も、これから放射能をたくさん含んだそういう物質が通って、放射能の空間線量が増えるのではないかと、そういう危惧を持っているわけです。その危惧に対してモニタリングポストを設置して、その動きで、それは心配なかったとか、あるいはやっぱり心配だったとか、そういうことになると思いますので、施設の内に10か所設置するわけですから、施設外にも少なくとも1か所設置を要求するというのはいかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 施設内に10か所だから施設外にもというお話でございますが、そもそもこのモニタリングポストというのは、原子力発電所だとか、そういう放射性物質を扱う施設の近辺に置いて、空間線量を計るものがモニタリングポストだと私は理解しています。

しかしながら、東日本大震災、これで原発の事故によりまして大量の放射線が各地に飛散したということで、当町だったら図書館とか、各自治体、あるいはいろんなところにこのモニタリングポストを設置したかと思えます。しかしながら、施設内よりも高い線量が出る、こういう場所は私はないと考えています。そして、当然この町には1か所モニタリングポストがございます。この図書館にあるモニタリングポストの値が変われば、その原因究明は必要かと思えますけれども、もうそれ以上には私は必要ないと、このように考えております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 施設内に10か所設置するわけですよ。ですから、これは数値が上がったら大変だということで設置するはずですよ。そうでなければ10か所も設置する必要がないとは思いますが、必要があるということで設置するんでしたら、その施設外にも1か所設置することはやぶさかではないと考えるのが普通ではないかと思えます。

この役場のところにあるもの、これはなかなか、この近くは放射性物質を積んだものは、

トラックは通りませんから、そういうトラックが通るであろう例えば都橋とか、その辺のところを設置するということを改めて要求して、時間がありませんので、3項目めの質問に移ります。

学校給食についてです。町は今小中学校の給食費の半額補助を実施していることは評価しています。しかし、本来は憲法第26条に照らして、義務教育は無償とするということでありますから、どこがその費用を負担するかというのはまだ置いておいて、給食費は全て公費で賄うというのが当たり前だというふうに思います。

4点質問します。

給食費の半額補助は昨年9月から実施されていますが、保護者や町民からどんな反応がありますでしょうか。

2点目、給食費の無償化を実施する考えはありますか。

3点目、学校給食に地元産食材を増やす考えはありますか。

4点目、地元産食材を増やすにはどんなことが必要と考えているでしょうか。

お願いします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 学校給食についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、半額補助の反応についてですが、当町では子育て世帯の経済的負担の軽減や、安心して子育てのできる環境づくりの施策の一つとして学校給食費を半額に減額しています。保護者の方からは、物価高騰の折、学校給食費が半額になったことにより家計の負担が減り助かっているとの声をいただいております。

次に、2点目、無償化についてですが、今年度から令和7年度までの3年間は学校給食費を半額に減額する予定であります。その後は、給食費減額の効果を検証し、判断したいと考えております。現段階では、学校給食費を完全無償化する予定はございません。

次に、3点目、地元産食材を増やすことについてですが、町では学校給食に地元産の農産物を使用することを推進しております。令和5年度の使用見込みは22品目、令和4年度の使用料は10.83トンで、使用割合は36.3%です。使用量は児童生徒数の減少に伴い減ってきておりますが、品目は昨年度より1品目増えました。また、馬頭高校の生徒が栽培した巨大キャベツも給食に提供していただいております。今後も地元産の農産物を多く取り入れられるよう努めてまいります。

次に、4点目、地元産食材を増やすために必要なことについてですが、学校給食の確実な

提供、効率性、衛生面を確保するため、指定時間に必要量を納入できる持続可能で安定的な納入体制と統一規格品の確保、安全な食材の提供が必要条件となってきます。地元産食材を使用することは、児童生徒の食育推進上の意識と生産者への理解が生まれるため、少しでも多くの地元産食材を使用できるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅登壇〕

○6番（川侯義雅） 1点目と2点目併せての再質問します。

現在全国では、給食無償化に踏み切った自治体が491自治体になっています。これは全ての自治体の4分の1を超えました。急速に広がっているのが東京23区です。ついこの間までゼロだったのが、この秋から実施予定を合わせると何と18の区で実施されるという勢いです。

ですから、これも3年間半額でという、それは大きな前進ではあると思いますけれども、それならばいいということではなくて、もっと積極的に考えてほしいと思います。

ところで、那珂川町で無償化を実施すると、そのための年間予算約四千数百万円だと私は思いますけれども、大体の数字が出れば教えていただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

令和5年度から給食費減額を実施しております。こちらは、児童生徒の給食費のみを半額に実施しております。教職員等は減額をしておりません。給食費の歳入2,981万円のところ、町の補填額が2,710万円でございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 質問の途中でありますが、川侯議員に申し上げます。

先ほど1項目と2項目を併せてという質問でしたので、項目の順に沿って質問のほうお願いいたします。

川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅登壇〕

○6番（川侯義雅） 2,710万円で半額を賄っているという、そういうお話だったと思いますが、つまりあとそれぐらい予算を増やせば無償にできるということだと思えます。

全国の小学生の給食費、これは本来は国が無償にすべきだと、憲法に従ってすべきだというふうに思いますが、当面の措置として町で給食の無償化を目指してほしいと思いま

す。

3点目の再質問です。

学校給食は無償になればいいという問題だけではありません。学校給食は子どもたちの体をつくり心を育てる教育的営みです。農薬などに汚染されていない食材が提供されることは、子どもたちの成長と命を守る保証です。子どもたちにとって安全・安心な食材を使った給食を受けることは、成長する上での権利だと思いますが、教育長、簡単にお答えいただければと思います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思うんですけども、農薬を使うことが、すなわち汚染されているという考え方には教育委員会としてはそれは全くないわけでごさいます、安心・安全な食材を適正に、適切に購入をして、そして、子どもたちに提供しているということをご理解をいただきたいと思っております。

ただ、地産地消の考え方から、議員のご指摘のとおり、やはり学校給食については地元産食材を、これをできるだけ使って、食育をやっていくというのは、もうおっしゃるとおりでございますので、今後もこれは継続して推進してまいりたいと思っております。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 給食センターの所長さんをお願いして、町の給食で使われている野菜ベストテンを調べていただきました。その中で実はまだ町産のものを使っていないというものがあります。一番多く使われているのは、皆さんも予想していると思いますけれども、実はタマネギ、これが一番多い。2番目はジャガイモ、3番目がキャベツ、そしてニンジン、大根という、そういう順になっています。

その中で1位のタマネギ、2位のジャガイモ、4位のニンジン、5位の大根がまだ地元産のものを使っていないということだそうです。食材として利用するのはなかなか大変だと、先ほど学校教育課長からもお話がありましたけれども、困難はあると思いますけれども、これは不可能ではないと私は思うんです。ぜひとも困難を解消する方向で地元の食材をたくさん使うように積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

給食に納入していただく際に、数量の確保、規格の統一、良質で安全な供給など納入の条

件がございます。生産者の方から持続可能で安定的な取引をしていただくため、関係課や関係機関と連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 全国的には、地産地消でしかも有機農産物を給食に取り入れることに成功している自治体が出てきています。そして、学校給食用に野菜をたくさん出荷することは、町の農業が元気になっていくきっかけにもなると思います。

町が子どもたちの成長に責任を持って、町産の食材で給食を無償提供し、そのことによって、町全体が元気になるよう、ぜひともチャレンジを進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（益子純恵） 再開します。

日程第1、一般質問を続けます。

◇ 益子明美

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員の質問を許可します。

益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 9番、益子明美です。

通告に基づき2項目について一般質問を行います。

町執行部の建設的な答弁を求めます。

1 項目めは、馬頭高校の存続のために町としてすべきことについてです。

県教育委員会は、7月4日に第3期県立高校再編前期実行計画（案）を発表しました。時期は2024年から2029年までの6年間です。計画（案）の中で、小規模特例校制度は維持され、馬頭高校は現状の3学級特例校から2学級特例校へと示されました。私は、同僚議員とともに7月30日に片岡公民館で行われた地区説明会に参加して意見を述べてきました。

県周辺部においては、交通機関その他の条件で地元の高校にしか通えない生徒が一定数いること、地域において高校が果たす役割の大切さ、そして、今回の再編計画（案）のまま馬頭高校が2学級特例校となることについて、地元との協議が十分になされたのかということなど様々、県教育委員会に伝えなくてはならないことがあると考えたからであります。

第2期再編計画の中で、2学級特例校となった日光明峰高校は、今回の第3期計画では、今市高校、今市工業高校とともに統合案が示されました。今後何もしなければ、いや、必死に努力してもこのままの計画（案）では日光明峰高校と同じ道をたどる可能性が大きいことは明らかです。だからといって、ここで何の見解も町として示さずにいてよいのでしょうか。県教育委員会と真剣に話し合う場が必要と考えます。

6年後に馬頭高校が統合されることなく、那珂川町に存在し続けるためには、これからの6年間が本当に重要であります。今町全体で考えることをさらに深化しなくてはなりません。知恵を出し合い、町も議会も地域も一体となって、さらなる改善策を模索すべきと考えました。

そこで、細目6点について伺います。

細目1点目、第3期県立高校再編計画（案）で馬頭高校の2学級特例校の案が示されましたが、町の考えを伺います。

細目2点目、第2期の計画の中で、特例校の考え方では、3学級特例校については、2学級特例校に再編するに当たっては、地元とも十分に協議するとしています。片岡での説明会で、このことを地元那珂川町との協議はされたのかと質問したところ、していないとの回答でした。また、町から要請があれば応じるとも言われました。町として、協議の場を設定するよう県教育委員会に要望すべきと考えますが、町の考え方を伺います。

細目3点目、初期の馬頭高校運営協議会の中で、学生寮の要望が出され、町にある住宅物件等で協議がされていたと聞いています。その協議はどのようにされていたのか伺います。

細目4点目、水産科では下宿先確保の問題が常にあること、また、普通科においても県内

広く広域に生徒を募集していくには、学生寮の存在が欠かせない状況です。町として寮の運営をしていく考えはないか、伺います。

細目 5 点目、馬頭高校卒業生で組織されている青年団が町への貢献のため、何ができると協議するためにスペースを探しています。常時青年たちが集まれる場所として、既に町が確保しているスペースがあると知りました。その場所を早急に開放し、いつでも集まれる場所とすべきと考えますが、町の考え方を伺います。

細目 6 点目、地元就職先として、町役場への就職を希望する生徒もいます。公務員になるための指導や支援に町も積極的に関与していくべきと考えますが、町の考え方を伺います。

以上、1 項目めの 1 回目の質問といたします。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 馬頭高校の存続のために、町としてすべきことについてのご質問にお答えをいたします。

私からは 1 点目と 2 点目についてお答えいたします。

まず、1 点目、2 学級特例校の案についてですが、馬頭高校は第 2 期県立高等学校再編計画において、平成 30 年度から県周辺部における小規模特例校として、普通科 2 学級、水産科 1 学級から成る 3 学級特例校として認定を受け、学校運営をされてきました。

過去 3 年間の入学者の推移を見ますと、普通科においては、令和 3 年度が 58 人、令和 4 年度が 29 人、令和 5 年度が 32 人となります。水産科においては、令和 3 年度が 23 人、令和 4 年度が 11 人、令和 5 年度が 21 人となります。

今回の第 3 期再編計画（案）で示された 2 学級特例校については、今後の入学者数の見込みを想定すると、普通科定員 40 人を 1 学級、水産科定員 25 人を 1 学級とする 2 学級特例校はやむを得ないと思われ、第 3 期再編計画（案）は適当と考えているところであります。

また、町としましては、馬頭高校是那珂川町の地域活性化において欠くことのできない拠点であり、人口減少が喫緊の課題である当町において、地域振興を支える人材の育成に不可欠な存在であることから、学級数が減ったとしても馬頭高校の存続が示されたことは、大変意義あることと考えております。

次に、2 点目、県教育委員会への協議の場を要望することについてですが、県教育委員会では、第 3 期再編計画（案）に対する意見聴取として、7 月 22 日から 8 月 6 日にかけて、県内 8 か所で地区別説明会を開催したところですが、3 学級から 2 学級への再編を行う際の地

元協議はされていないとのことです。

町としましては、馬頭高校存続が危機的状況にある中で、町及び町議会から県教育委員会に対して高校存続の要望書を提出してきたところであり、第3期再編計画（案）において、令和11年度までは馬頭高校の存続が示されたことで、町及び町議会からの要望が組み入れられたと考えております。

今後は同計画が決定されるまでの動向を注視し、必要な場合は、県教育委員会との協議を行いたいと考えております。

以上であります。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ご質問の3点目、学生寮の代わりになる物件の協議についてお答えいたします。

平成30年5月23日開催の第1回馬頭高等学校運営協議会において、学校の魅力化、特色化の協議の中で、下宿の拡充、学生寮の設置に関する意見が出されております。それ以降、学生寮等に関する協議がなされており、下宿バンクの設置や、町有住宅の活用、学生寮の整備などの検討が続けられてきました。

しかしながら、これらの提案には様々な課題があったものと思われ、いずれも実現には至っておりません。

現在学生寮の代わりになる物件は町内にある下宿先1軒のみであり、そのほか賃貸アパートから通学している生徒が数名いる状況であります。

町では、県立馬頭高等学校通学費等補助金制度により、下宿費等に対する補助を行っているところであり、今後も引き続き同制度による支援を行っていきたいと考えております。

次に、4点目、町が学生寮を運営していく考えについてですが、学生寮の整備につきましては、学校運営協議会等におけるこれまでの協議により、実現に至っていない経緯を受けまして、現時点ではその考えはございません。

次に、5点目、青年団が活動を協議する場所についてですが、馬頭高校の卒業生で結成された青年団は地域の若者が地域貢献することを目的に、令和元年に組織されたもので、現在団員数は7名であり、活動については結成後すぐにコロナ禍の影響により停滞しておりましたが、今後は積極的に活動を行っていく予定と伺っております。

町としましては、現時点における青年団の活動場所の支援については、公民館や福祉セン

ターなどの町有施設を有効に活用いただきたいと考えております。

なお、青年団が今後活動を進めていく中で、改めて町に活動場所の提供の相談や要望がされた際には、青年団の活動内容を考慮し、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、6点目、公務員の就職支援の積極的な町の関与についてですが、馬頭高校卒業生の過去3か年の進路状況を見ますと、町内外の一般企業等への就職や専門学校への入学が主であり、公務員に就いた方は数名程度であります。

公務員への就職を希望する学生の指導や支援につきましては、今年度において役場の業務並びに施設見学を6月に2回実施し、11月にはインターンシップ事業が予定されております。学生が研修された際に、役場で働くことの魅力を伝えているところであります。

町としましては、就職先として多くの生徒、学生が那珂川町役場を選択していただけるよう、様々な場面において、公務員として働くやりがいと魅力を積極的に発信していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 再質問を行います。

まず1点目の答弁ですが、やむを得ず適当と考えるという町長の答弁いただきましたが、本当にそのように心から思っているのでしょうか。

確かに統合は免れました。しかし、統合も再編もしないでいただきたいというのが、要するに3学級特例校のまま存続していただきたいというのが本音ではないのでしょうか。事実2学級特例校になれば、1年で先生が2名ずつ、3年間で計6名減らされると聞いています。ますます馬頭高校の学習や部活が困難になり、先生方の負担が増える一方です。魅力ある学校づくりも困難さを増してまいります。今年度から導入された通級による指導の先生や、スクールソーシャルワーカーの拠点校としての存続、スクールソーシャルワーカーがさらに配置されることが続くかどうかというの分かりません。つまりは、現在馬頭高校に通っている生徒がいろいろな困難さを引き受けていくことにつながります。それでも町長は妥当だという一言で済ませるのでしょうか、適当であるという一言で済ませるのでしょうか、伺います。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 私の本音、それは、益子議員が先ほどおっしゃいました。幾ら子どもが

減っても学級数は減らしてほしくない、これは本音であります。しかしながら、現実も見なければいけません。今普通科40名が2クラス、水産科25名が1クラス募集をしておりますが、過去3年間の入学者の推移、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、1クラスに満たない人数になっている。それから、町内の中学生も進路先として馬頭高校を選ばれる方がざっと17%程度、こんなお話も伺っております、そういう現実を見て、それでも私が3学級そのまま残してほしいと申し上げても、それは何か空しい叫びにしか聞こえない、そんなふうに私が考えたところで、現時点で、今の現状を見ますとやむを得ない、そのようにお答えしたところでございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 町長の本音をお聞きしましたけれども、実際そうだというふうに私も思います。だからこそ現状をしっかりと把握して対策を取るためにも、県にきちんと協議の場を持つようお伝えしていかなくてはならないというふうに思います。

実際今年度学校見学に訪れた生徒は、去年の1.5倍だそうです。「ナカスイ」という本が出て、その著書を読んだ効果なのか、または、高校側の中学校への呼びかけ強化によるものなのか、その理由は分かりません。しかし、今、馬頭高校への注目度が高まっているという現状があります。

このことから、すんなり2学級特例校を受けてよいのかということがあります。そういった現状を伝える場として、協議の場というのがあると思うんですね。事実、第2期再編計画の中では、地元との協議ということをおっしゃっております。ですから、協議をする必要があるというふうに県も認識した上なのに、していないということを町はそのまま受け入れていいのかということがあります。再度お伺いします。この現状を踏まえて、町長はどうお考えになりますか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 先ほど益子議員おっしゃいましたように、今、馬頭高校が注目されている。その原因は、「ナカスイ」という雑誌なのか、そのほかの要因なのか、特定はできませんけれども、数字的に各実に注目度が上がっている、これは私も認識をいたしております。

そういう中で、馬頭高校を残す、これから、今後6年間の間に何とか原状回復をしていただけるような協議の場は必要かと思っております。

しかし、それには私どもにとってもいろんな根拠が必要かと思っております。そういう中で、県

と町との協議だけでなく、私は地元の方々、保護者、あるいは町民の方々と馬頭高校について話をする、こんな機会がぜひ必要ではないかと考えますので、そちらについて担当と色々な協議をさせていただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） ただいま町長から地元町民の方、また関係者の方と協議をする場も必要ではないかという答弁がありました。そういったことを一体的に話し合う場というのが県との協議の場と考えます。

町は、実際この2学級特例校になることについて、どの程度しっかり認識をされているのでしょうか。県から明確な聞き取りをされているのか、伺います。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 私が県の教育長とお話しした内容でございますが、7月4日に発表される以前に内示と申しますか、私に対してのお話はございました。その中で、2学級になる、そして、今後6年間の間に何事もなければと申しますか、この定員を達成できない、3分の2と申したか、それを達成できないときは次の段階に進む可能性がある、そういうお話も伺いました。次の段階というのは、はっきりはおっしゃいませんでしたけれども、ほぼ想像はつく内容でございました。

ですから、この来年から、今年度まだありますけれども、その中で、私は地元の方々が、町の方々が馬頭高校に対して本当に本音でどう思っているか、これを聞く場というのがなかなかなかったものですから、そういう場が欲しいなど、このように思っているところであります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） その地元の方々と協議の場というのは、必ず設けるといふような形で町長の答弁と理解してよろしいのでしょうか。

ただ、そういう場があって、じゃ、県はどういうふうにご検討を、どういふ道筋で第3期計画になって、その後6年後にはこうなる可能性があるということをご明確に町としてお答えすることができるんですか。例えば普通科、水産科1クラスずつになります。次の2学級特例校になるには、統合に至るには何という状況になったら、例えば普通科のみ3分の2なのか、水産科のみ3分の2なのかといった内容まで踏み込んでお答えすることが

可能なのでしょうか。

○議長（益子純恵） 副町長。

○副町長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

県と計画の内容の確認を行った際に、ただいまの質問について確認させていただきました。県の第3期の実行計画の中で、令和8年度以降入学者が2年連続して募集定員の3分の2未満になった場合であっても、期間中、令和11年度までは学校を維持しますという計画の内容は文字のとおりだということで、普通科と水産科を合わせて定員が65名いるところ、合計で44名以上の入学者があれば、学校は維持するという内容は確認しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 確認はされているということですよ。そうなれば、地元との協議の場できちんと県の考え方、それから、これからの方向性というふうには示せるとは思います。

しかし、町に存在しているほかの団体や住民の方から直接町に検討の協議の場を開いてくださいという要望があった場合は、それは町は応える必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（益子純恵） 副町長。

○副町長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

その点についても県と話はさせていただきまして、協議の場の開催についてはやぶさかでないという回答はいただいておりますが、その内容についてはあくまでもこの計画の内容に沿った、内容での協議ということで、実際に地区説明会で説明した内容のとおりとなるというような話で回答はいただいているような状況です。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 内容はそのとおりかもしれませんが、ただ、今回説明会があったのは片岡なんです。那珂川町であったわけではありません。那珂川町の住民の方や、関係者がその場に行ける条件であったかということもかなり疑問です。そういった意味からも那珂川町に協議の場を開いてくださいという要望があれば、それは町は応えなくてはいけないというふうに思います。

議会からも今回はきちんと存続の要望書を出しております。町も議会も一体になって、そのことについてきちんと説明を受け、今後の取組を考えていかななくてはならないというふうに考えておりますので、町に直接要望があった場合は、ぜひお応えいただきたい、そういうふうに思いますが、それは県に要望するのか、再度お伺いします。

○議長（益子純恵） 副町長。

○副町長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども触れたところですが、協議の場を設ける必要があると判断した場合には、県に要望はしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） それでは、もし要望が出た場合は、そのようにしていただけたらと考えます。

細目3点目の再質問に移ります。

学生寮の要望が出され、協議の内容等をお伺いしました。その中で、協議がされてきたが、様々な課題があったという答弁がされました。様々な課題というのは、具体的にどのような課題であったのか、伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えいたします。

学生寮等の協議につきましては、平成30年度あたりからの学校運営協議会の中で度々協議されてございます。寮に関しましての課題につきましては、寮母さんの確保、寮の施設の確保、あとは子どもたちの食事の健康面、あとは子どもたちのコミュニケーション等の問題等々たくさん問題を協議してきたということを聞いております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 様々な課題があるというのは私も承知します。寮母さん、施設の確保、食事、健康面、コミュニケーションの問題等、答弁されましたけれども、施設の確保においては、私の近所の社宅というんですか、社員寮というんですか、そこを貸してもいいよというような話もあったと聞いています。施設の確保というのは、そんなに高いハードルではな

いというふうに思います。そこには、食堂もありますし、それは十分な協議の中で詰められていくのかなというふうに思います。この件については聞いていますか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えします。

施設の確保の課題につきましては、過去にも具体的に町営住宅等を利用して運営してはどうかとかという、本当に具体的な案が上った時期もございました。ただ、やはりそこから先、通年で運営していく、毎日子どもたちの世話をするということでありますので、ある意味施設の確保につきましては、ハードル面的にはそれほど高くはないのかなと、その他の問題がやはり関係しているのではという認識を持っております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 施設の確保のハードルはそんなには高くない、その他の面でのということではありますが、様々な地域で学生寮を確保して、町が運営をしながら高校を存続させているという例はたくさんあります。そういった自治体の例というのを、しっかり把握はされているのでしょうか。

例えば予算の面というのは大きな課題というふうには思います。ですが、例えば広重美術館の友の会のように、多くの方からの賛助金を集めた組織をつくって、広重美術館友の会は美術館の職員の人件費の一部を確保しているわけですよ。そういったやり方はいろいろと考えられる。それなのに、そういった努力もされなかったというふうに考えてよいのでしょうか。また、地域や卒業生からの援助、ふるさと納税、様々な方策を考えるつもりはないのか、伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えいたします。

他町村の寮の設置状況等の状況の把握も努めてまいりました。基本的にはこれは県立高校ですので、県が設置すべき問題だと考えておりますけれども、栃木県としては寮の設置はしないと断言されておりますので、その中で町は設置したらどうかということで、過去協議してきたところでもありますけれども、他町村は他町村のやはり状況がございます。離島だったり、周辺部だったりということで、それぞれの状況がありますので、参考にできるところは参考にしながら検討してきたと認識しておりますけれども、今回の馬頭高校につきましては

は、やはり様々な観点で検討してきた結果、実現に至っていないというのが現状であります。

ふるさと納税等々の検討も必要ではないかというご意見ですけれども、当然経費も相当かかりますので、実現するに当たっては、そういう手法も考えられると認識しております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） あと6年後には本当に存続がされるかどうかという岐路に立っているわけですね。ですから、真剣にそれができるのか、できないか、様々な観点から検討すべきだと思います。学生寮の利点というのは、先ほど課長の答弁では、コミュニケーションの問題ということを言われましたが、マイナス面ばかりではないんですね。越境して外から学生が入ってくるということで、広がる学びの可能性があるということです。地域外生徒から地域の本質的な価値を知って、地域の関心が高まる、地元の生徒にとっても多様性と出会う機会になる。地元の生徒だけであれば、その多様性という部分では不足するところを補っていただけるというわけですよ。

既に水産科ではこのような可能性が生まれていることもあり、様々な生徒の活躍が見て取れます。それを普通科にも広げられるよう努力していただきたい、真剣に考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

5点目のスペースの関係です。町はこのスペースに予算をかけているんだけど、全然使っていないという経緯があります。過去の3人の地域おこし協力隊、様々な問題があって、なかなかそこを解消できなかったということがあります。場所は確保されている。中を整備する問題だけが残されているということであれば、積極的に予算の無駄なく使っていく必要性があります。

この青年団の皆さんはそこのスペースを改良・改善していくのにも一緒になって取り組もうというふうに言っています。ですから、早急にこの場所を改良するという目的を基に開放していただくべきであると思いますが、いかがですか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えいたします。

今、議員さんがおっしゃっている場所というのが、多分横町にありますヒトテマという施設になると思いますけれども、現在地域おこし6名いる中で、1名が馬頭高校との連携を図

りながら、その場所を馬頭高校生、現在の生徒との交流の場として、当初交流の場所として整備するという目的を持って、現在借り上げているところでございますけれども、卒業生が組織する団体との目的等が合致すれば、当然一緒に整備していくことは考えられますので、今後の活動内容を見極めながら、積極的に展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） それでは、早急に青年団とそこに関わる先生との連絡を取っていただき、目的をしっかりとって、そのスペースの活用に取り組んでいただきたいと思っております。

それから、6点目、インターンシップです。今年度はインターンシップ制度を活用して取り組んでいくということでありましたが、令和4年6月に文科省、厚生労働省、経済産業省の合意によるインターンシップの推進に当たっての基本的な考え方（三省合意）が改正され、インターンシップ等の学生キャリア形成支援に関わる取組を4つに類型化しています。

タイプ1が就業体験を必須とせず、教育が目的、タイプ2が情報提供等のキャリア教育で、この2つはインターンシップとは称されないとされています。インターンシップと称して実施するタイプ3とタイプ4が就業体験が必須となっています。

将来の公務員を目指している学生に町におけるキャリア教育、インターンシップの場を提供し、職業意識の向上と町政に対する理解を深めるよう早急にこの実施要領をつくって、もちろん馬頭高校生のみならず体系的に進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども企画財政課長から答弁させていただきましたが、今回馬頭高校から初めて那珂川町の業務、また施設の見学ということで、今年初めて要望がありまして、2回ほど実施させていただいて、11月にはインターンシップということでこの事業を予定させていただいております。

今まで各高校からこういったことはなかったということで、今回初めて馬頭高校が要望がありましたので、こういう形で予定をさせていただいております。

今後もし要望があれば、積極的にそのインターンシップ等の内容等で国から示されているものを参考に実施してまいりたいと、積極的に公務員としてのやりがい、よく積極的に発信していきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 積極的にこのインターンシップに関して実施していきたくという課長の答弁でありましたので、ぜひ制度の内容を熟知し、実施要領をつくって、広く対象者を求め、公募するような形で受入れ体制をつくっていただきたいと思います。

馬頭高校の存続のために要望書を町も議会も提出しております。決して諦めることなく最善の策を求めて共に努力することを切望しまして、1項目めの質問を終わります。

2項目めの質問に移ります。

6月14日の大雨に対する町の対応について伺います。

6月14日、那珂川町は1時間最大雨量74ミリ、24時間累積最大雨量148ミリという大雨に見舞われ、床下浸水7件、土砂災害18件、倒木6件、のり面崩れ3件、町道6路線、林道1路線で被害を受けました。この大雨により被災されました皆様にまずお見舞いを申し上げます。幸いにして人的被害がなかったこと、役場職員、消防、警察等の皆さんの迅速な連携対応により被害を最小限にとどめられたのかと推測いたします。

しかし、昨日、一昨日と連続して大雨が降っています。雷も鳴りました。また、これから台風シーズンということもあります。常に気象が不安定で予測のできない時代に町民の安全で安心な暮らしを災害からいかに守れるかという観点からも常に対応をチェックし、改善すべきことがあれば、改善していかなければなりません。

そこで、細目6点について質問いたします。

細目1点目、今回の大雨に対する町の対応の検証をされたのか伺います。

細目2点目、6月14日の大雨は短時間集中的であり、避難情報等を出すタイミングが極めて難しかったと考えますが、避難情報を含め、町民への周知は十分であったのか伺います。

細目3点目、町は令和元年10月12日から13日にかけて台風19号により多くの被害が発生し、初動対応等における反省点や改善点が多く見えたとして、町の対応を検証し、まとめたものを翌年8月結果報告されました。検証の結果は活かされたのでしょうか。また、課題があるとすれば、どのようなことか伺います。

細目4点目、今回の大雨で馬頭小学校の裏山からの土砂や雨水で排水溝があふれ、校庭等に被害を及ぼしました。その後の対応策はどのように講じていくのか伺います。

細目5点目、1時間雨量が74ミリであったことから、町中の排水が追いつかずあふれ、民

かの床下浸水を引き起こしたり、町中心部の道路が冠水するなどしました。町中心部の排水溝について、今後どのような対応が必要と考えるか伺います。

細目6点目、7月24日の下野新聞の報道で災害対策基本法改正により、努力義務となった自力で避難が困難な要支援者の名簿を町が用意し、同意を得た上で、自主防災組織や自治会、民生委員等の支援者側に提供し、一人一人の避難先までの経路や介助する人、持ち出し品などを決めておく個別避難計画の策定率が町は2.3%とされていました。早急に策定すべき重要な計画であると考えますが、なぜ進まないのか、計画策定の課題を伺います。

以上、お願いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 6月14日の大雨に対する町の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目め、大雨に対する検証についてですが、6月14日の大雨については、13時から14時の1時間に74ミリの雨量を観測し、時間当たりの降雨量としては過去10年間で最も多い降雨量となりました。13時31分の大雨警報発令から14時の土砂災害警戒情報が発令されるまで約30分間と短い時間の中で、災害警戒本部や災害対策本部の立ち上げなど、迅速な初動対応が求められました。土砂災害警戒情報の発令は、県内でも那珂川町だけでありました。宇都宮气象台によると、本来上空の風によって流れる雨雲が馬頭地区を中心とした那珂川町上空にとどまったことが大雨をもたらしたと考えられるとのことでありました。

今回の大雨は、台風等による風水害とは異なり、突発的で短時間の対応でありましたが、その対応については、災害対応マニュアルに基づき行われました。

関係機関などからは、特に問題となるような声は上がって来ていませんでしたので、災害対策本部としての検証はしてございませんが、担当課内では今後のため確認作業をしております。

次に、2点目、避難情報などの周知についてですが、14時に土砂災害警戒情報が発令されたから、町災害対策本部を設置し、降雨量や河川の状況等を踏まえ、住民の安全を確保するため、14時45分に総合体育館を避難所として開設いたしました。町民へは避難所開設の情報について、音声告知及びホームページで周知したところであります。

次に、3点目、令和元年東日本台風時の対応策が生かされ、課題があるかについてですが、令和元年東日本台風を経験し、対応等を検証後、町では地域防災計画を令和2年10月に改定し、職員の災害対応マニュアルの改定、業務継続計画等の策定を行いました。また、避難所

での物資備蓄、避難所運営マニュアルの整備を行いました。

さらに、今年5月には土砂災害や洪水による危険箇所と避難に必要な情報を住民に周知するため、ハザードマップを作成し、全戸配布したところであります。

今回の大雨に対する初動対応は、平日の昼間であったため、職員の対応がマニュアルに基づき、対応されたと認識しております。休日や夜間であった場合でも同様の初動対応ができるよう、今後あらゆる場面を想定し、有事に備えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ご質問の4点目、馬頭小学校の裏山の対応策についてですが、こちらは栃木県の治山事業として、今年度も工事が予定されております。流木が排水、集水ますに詰まってしまったことによる水の越水であったことから、上流で流木などの大きな支障物が流れ込まないように対策していただくことになっております。また、その工事に合わせて、蓋つき側溝の整備も進める予定であります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ご質問の5点目、町中心部の排水溝の対応についてですが、今回の大雨により馬頭中心部の下馬頭地区において、道路側溝があふれ、道路の一部が冠水した被害が発生しております。

これらの浸水被害の原因は、短時間に集中した降雨により、雨水が道路側溝等に集中したことや、流木などの漂流物が水路を塞ぎあふれたことで発生したものであります。

これから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、町中心部の道路側溝等の清掃を行い、水の流れを妨げない対策を講じるほか、馬頭中心部を流れる町堀の水量を調整することで、雨水の排水先を確保するなどの対応を考えております。

なお、近年増加する傾向にあります局地的豪雨により発生する浸水被害等につきましては、状況の把握に努め、今後の対応について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ご質問の6点目、町の個別避難計画策定の課題は何かについてですが、個別避難計画については、令和3年5月の災害対策基本法の改正において、計画策定が市町村の努力義務とされました。対象者は独り暮らし高齢者や75歳以上の世帯、重度身

体障害者、身体障害者、知的障害者など2,156人の中386人を策定しており、現時点での策定率は17.9%であります。

本年度の策定状況については、取組の第一段階として、民生委員、児童委員による独り暮らし高齢者の訪問に合わせ、希望する方についての個別避難計画の策定を進めております。そのような中、町が課題として捉えているのは、避難行動要支援者については、対象者が幅広く計画策定に当たっては、関係機関や団体等との連携が必要になることとあります。また、要支援者から断れるケースや同意が得られないなどの課題があります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 再質問をさせていただきます。

1点目、今回の大雨に対する町の検証はしていないということです。しなくても十分対応できたという認識だと思いますが、細かな課題は担当課の中ではあると聞いていますが、それをやはり情報共有として庁内で統一されるべきというふうに考えますが、その点はどうか考えになりますか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

細かい対応、課題といいますか、それにつきましては、職員の災害時対応マニュアルというものを作成してございます。これにおいては、やはり風水害編という形で、作成をしてございまして、主に台風等に伴う風水害を想定しておりますけれども、今回のような突発的な災害の対応には合っていないマニュアルでございまして、いろいろな災害への対応あるかと思えます。

これにつきましては、どの災害にも対応できるように、今後この職員マニュアルというものを整備していきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 那珂川町災害対応マニュアル職員編というものがあると聞いています。

その中で、近年に多い線状降水帯、またはこういった突発的な短時間の記録的な大雨に対するマニュアルという部分もきちんと整備していただけるというふうに理解しましたので、早

急によろしくお願い申し上げます。

それで、先ほど総務課長の答弁から出ていたハザードマップ、これとてもよくできていると思うんですね。ただ、活用はどうされているのかな、個人に任されているような感じがいたします。その活用方法をもっと地域なり、行政区なり、いろいろな講座、またはケーブルテレビ、いろんな周知方法を使って、活用を推進していくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

ハザードマップの活用方法についてでございますが、この活用方法につきましては、町のホームページ等で見られるという状況になってございます。

5月に全戸に配布をさせていただきましたので、やはり活用方法としては、今までに無く、住宅地図のような形で大きくハザードマップを作成してございます。いつでも分かるような形にさせていただければということで、住宅地図というような形での大きいサイズでのマップを作成したところでございますので、全戸に配布いたしましたので、町民にその内容を熟知していただいて、災害に備えていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 今回の課長の答弁だと、住民がきちんと自分で対応してくださいというふうに聞こえるんですが、せっかくすばらしいものをつくっているのに、町主導でその活用方法を考えてもよろしいかと思っておりますので、そのご検討もしていただければと思います。

細目5点目について再質問をいたします。

今回の短時間の大雨で、雨水が道路側溝に集中し、水の流れを妨げていたと、その側溝を清掃するという話が課長から出されましたが、実際側溝をきれいにして臨んだにもかかわらず、やっぱりあふれているという箇所は現状あったわけですね。そういうことから考えると、今の災害に対応した排水溝になっていないということが問題だというふうに認識します。そのことについて、1年や2年でどうこうしてくださいということは、なかなかできないと思います。長期的なビジョンをどのように立てていくのか、伺います。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

長期的なビジョンということですが、局地的な集中豪雨に対しましては、国、国土交通省におきましても、気候変動を踏まえた浸水対策に関する検討部会等が設置されまして、様々な検討がなされているところでございます。それらの提言等にも注視しながら、町としてどのような対策ができるかを検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 町としてどのような対策ができるかということを常に考えながら、より時代に合った考え方を求めて計画の中に反映していくべきだと考えます。

ぜひこの排水の問題、短時間大雨に対する対応を建設課主導できちんとビジョンを持って取り組んでいただければと思います。

なかなか再質問の時間が取れなかったんですけども、今回質問させていただいたことはとても大切な災害対応の課題でした。災害が起きたときに、対応の検証を繰り返すことにより、より安全性の高い防災力の向上につながります。そして、町内はもとより関係各機関で共通認識を持ち、さらに地域住民とともに地区防災計画につなげていくことを望みます。

近年の特有な気象災害から町民の生命と財産を守り、さらに町民の防災意識向上を図られるよう切望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時16分

再開 午後 1時30分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

◇ 神 場 圭 司

○議長（益子純恵） 日程第1、一般質問を続けます。

1番、神場圭司議員の質問を許可します。

1番、神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 1番、神場圭司。

それでは、通告書に基づき、2項目、結婚新生活支援事業についてと、学校の部活動の地域移行について、2項目の一般質問を行います。

全国の各市町では、独自にこの事業にさらなる上乗せをしている自治体もあります。このことを踏まえ、当町にも独自の施策ができないか、もし、当町で独自の施策があれば、結婚移住、定住の地として全国各地から選ばれる可能性があると考え、また、この事業自体も知らない方がいると知り、町が行っている施策にどんなものがあるか興味を持っていただきたく一般質問させていただきます。

項目1、結婚新生活支援事業について、細目5点についてお伺いいたします。

細目1、事業の成果と課題についてお伺いいたします。

細目2、事業の周知をどのようにしてきたかお伺いします。

細目3、所得制限を引き上げ、または撤廃し、対象者を増やすべきと考えるが、町の考えを伺います。

細目4点目、対象年齢の上限を39歳とした理由について、町の考えをお伺いします。

細目5点目、町の人口増を図るためにも、年齢を制限すべきないと考えるが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 結婚新生活支援事業についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、事業の成果、課題についてですが、当町の実績といたしましては、平成29年度から事業を開始して令和元年度に2件、令和2年度に2件となっております。申請者は少ないですが、令和3年度に実施した国の結婚新生活支援事業申請者等に対するアンケート調査の結果、経済的不安の軽減に役立ったと97%が回答し、結婚が地域に応援されていると感じた方が80%となり、満足度が高い事業であると認識しております。課題につきましては、申請者が少ないことが挙げられます。

次に2点目、周知の方法についてですが、町ホームページや、町広報紙での周知を実施しております。また、婚姻届提出窓口において、婚姻届を提出した方に本事業について案内を

しております。

次に3点目、所得制限の引き上げ、または撤廃についてですが、結婚新生活支援事業は、新規に結婚した世帯の新生活を経済的に支援する施策を推進している自治体に、国が支援する地域少子化対策重点推進交付金を活用し実施しており、令和5年度より所得制限が400万円から500万円に緩和されたところであります。当町では、国交付金の交付要綱、実施要綱に沿った形で実施しておりますが、所得制限の引き上げ等につきましては、国の動きを注視し、さらなる緩和を要望してまいります。

次に4点目、対象年齢の上限の理由についてですが、国交付金の交付要綱、実施要綱に沿った形で実施しており、対象年齢は令和2年度までは34歳以下、令和3年度以降は39歳以下としております。

次に5点目、年齢制限についてですが、3点目の質問の答弁と同様に、当町では国交付金の交付要綱、実施要綱に沿った形で実施しております。今後も、年齢制限につきましても、国の動きを注視し、さらなる緩和を要望してまいります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） それでは、細目1点目の再質問をさせていただきます。

町では申請された令和元年2件、令和2年度2件に対してアンケートは行っておりますか。お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

アンケートを行っているかということでございますが、町独自のアンケートというものは実施しておりませんが、国のアンケートは補助金の申請者に対して実施をしております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 国のアンケートではなくて、町独自のアンケートを今後行うつもりはあるのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

町独自でアンケートをする予定があるかということでございますが、申請した方に対してのアンケートということだと思えますけれども、国のアンケートもありますので、それで足りない分があれば検討はしていきたいと思えます。ただ、国のアンケートで町の聞きたいことがそれで十分ということであれば、国のアンケートを町のアンケートに変えるということもできると思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 令和2年以降、当町で結婚してこの事業に条件に合った方はいなかったのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

令和2年度以降申請者がいないということで、条件に合った方がいなかったのかということでございますが、令和3年度から条件が緩和されまして、年齢要件が39歳以下、所得制限が400万円以下となり、緩和されたところでしたが申請者がなかったということは、条件を満たさなかったものと理解しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） それはなぜ申請条件に満たなかったのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

なぜ申請条件に満たなかったのかということでございますが、こちらの補助金は、先ほど来申し上げていますように、申請には年齢要件、所得要件もございますが、そのほかに支給対象となる経費というものが新婚世帯が町内で住宅を購入、リフォーム、または賃借するための費用及び引っ越し費用というものが対象の経費となってきます。年齢要件、所得要件のほかにもそういった対象経費等の様々な要件もありますことから申請には至らなかったのかと推測をしておるところです。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 満足度が高い事業であると認識していると答弁いただきましたが、申請者が少ないということはなぜなのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

満足度が高いのになぜ申請者が少ないのかということでございますが、先ほどの質問でも述べましたように、年齢や所得の条件のほかに、支給対象費用の要件も必要であることから、そういった方に合う方が少なかったと推測しているところです。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 町のホームページでは、結婚新生活支援補助金のお知らせ、新婚さんの新生活を応援しますと記載してあり、町では、結婚して町内で新生活を始める新婚世帯に新居の購入費や住宅のリフォーム費用、家賃、引っ越し費用の一部を補助としますとうたわれていますが、この事業は町の事業なのか、国の事業なのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの事業が町の事業なのか国の事業なのかということでございますけれども、結婚新生活支援事業補助金は、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用いたしまして、町の事業として実施しております。なお、栃木県内においては、こちらの事業を実施している市町は令和5年4月現在で那珂川町をはじめ、8市3町が実施しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 那珂川町では事業が始まってから早くに取り入れてくれたということで、自分が言うのもおかしいですけどもありがとうございます。

続いて、2点目の再質問をさせていただきます。

周知の方法はいろいろあると思うのですが、例えばSNSを使う、各スポットにチラシを置く、結婚相談員の方々の口コミなど、様々あります。答弁していただいた以上に周知の方法などはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

周知の方法は広報以外にSNSやほかの方法がないかということでございますけれども、婚姻届を提出していただいた方には、窓口で案内をしておりますので、提出していただいた方にはほぼ100%周知ができているのかなとは考えております。ただ、結婚前、婚姻届を提出する前の方にももっと効果的な周知方法があるか、このことに関しましては、今後検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 細目2点目は了承いたしました。

続いて細目3点目の再質問をさせていただきます。

国の施策ではなく、町独自の施策は検討されないのか伺いたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

町独自の施策は検討しないのかということでございますけれども、国の交付金を活用しての事業でありますので、所得制限につきましては、国の要綱等に基づいて実施しております。今年度から所得要件は緩和をされまして400万円から500万円に緩和をされているところでございますので、今年度の申請状況なども見まして検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 全国で同じ施策であった場合、2年間で4件の申請しかされなかったのが現実であったのではありませんか。そうでなくて、国の施策でなく町独自の施策が必要だと申しているわけです。那珂川町らしい手厚い施策を考えるべきと考えるが、町の考えをお伺いたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

那珂川町らしい手厚い施策を考えるべきではないかということでございますけれども、所得制限を撤廃することで、国の交付金の対象とはならなくなってくるため、財政負担も増え

てくることとなりますので、国・県へさらなる引き上げなどの要望をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 3点目も了承いたしました。

続いて、細目4点目の再質問に入ります。

この答弁も国の実施要綱であり、私は町が結婚をして那珂川町に定住してくださる2人に町としての手厚い支援を用意すべきではないかと申しておるのです。新しい支援策を考える用意があるのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

新しい支援策を用意すべき考えがあるかということでございますけれども、対象年齢の上限は、先ほど答弁しましたとおり令和3年度から引き上げられております。年齢を引き上げるについては、所得制限の緩和と合わせて検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 町は人口増加を真剣に考えているのですか。もし、真剣に考えているのであれば、那珂川町を定住の地に選んでもらうためにも、追加の町独自の支援策が必然、必要と考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

追加の町独自の支援策が必要ということでございますけれども、人口の増加、人口減少問題につきましては、子育て支援課ではなく全庁的な問題であると捉えております。年齢制限を撤廃するなどの町の独自の支援策につきましては、国の動向を見ながら何が有効なのかということを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 4点目も了承いたしました。

それでは、細目5点目の再質問をいたします。

先ほどから全て国の施策と要綱を答弁されていますが、町がやるべきこととして国から降りてきた施策と事業だけで那珂川町に合った支援がなされるとは到底思えません。再三三度繰り返しますが、年齢上限のない支援も町独自の施策を考えればいいだけです。町は結婚した2人に何を支援してあげられるかを真剣に考え、その一つ一つの支援の積み重ねが周囲からも認められ、住んでみたい町へとつながり、結果、人口増となるのではないのでしょうか。決して手厚いとは思えない国の施策を窓口であたかも町の施策のようにPRしても窓口を訪れた2人の心は躍ることはないでしょう。そうではなく、那珂川町でこそというオリジナルの結婚新生活支援事業を追加すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） オリジナルというのは今の私の頭の中には特別浮かびませんが、そういうアイデアがあればどんどん町のほうにおっしゃっていただいて、それは検討させていただきたいと思います。

それと、先ほど議員おっしゃった人口増を図るために年齢制限撤廃すべきでないか、こんなお話もございましたが、それでは何歳までが人口増に寄与できる年齢なのか、そこについても分からない部分がありますので、研究はさせていただきたいと思います。

それと、今回は結婚新生活支援事業についてのご質問でございますけれども、このほかに町といたしましては、定住策として新しい家を建てる時に八溝材、あるいは木材を使うとそれに対する補助金とか、いろんな施策を講じていますので、それらを総合して、ほかに那珂川町に格安に住んでいただくと、それと併せて子育て支援策とか、そういうのも総合的に勘案して考えていただければありがたい、このように思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 先ほど町長の答弁がありましたけれども、人口増につながることで、というのがつながるのかという検討ということですが、例えば言ったらいけないんですけど、60歳の方がもし結婚を当町でしていただいたとしても、その方には息子や孫がおり、家を建てたり、そこに住んでくれたならば、その息子がこの町に住んでいただけることがあるかもしれません。なので、年齢制限をするのはどうなのかなと思いいこの質問をさせていただ

きました。答えは要らないです。

それでは、最後に新しい結婚新生活支援事業が追加されることを切望してこの質問を終わりにいたします。

続いて2項目め、学校の部活動の地域移行について、細目5点について質問させていただきます。

中学校の地域移行、関わりたくない教職員76%、山口市アンケート調査、新聞やインターネットで調べるといろいろなことが書かれています。ほかの自治体のことであってもしょうがないので、今現在小学校では既に学校の部活動は地域移行になっていますが、子どもたちの中には、スクールや各団体に入ってやってみたいという子どもたちはたくさんおります。身近に感じているのが各家庭、親の都合や金銭的に子どもを通わせたいけれども、それができないという現状を町ではどのぐらい把握しているのか、小学校では各団体などは中学校の部活動よりは少ないと思いますが、中学校の部活動は多くなり、かつ各団体より専門知識が必要とされてきます。

そこで、細目5点についてお伺いいたします。

細目1点目、町の現状と課題について、町の考えをお伺いします。

細目2点目、現在指導している先生に現場の声や今後の意向など調査が必要と考えるが、町の考えを伺います。

細目3点目、主役である児童生徒や保護者に意見の調査が必要と考えるが、町の考えを伺います。

細目4点目、指導が地域に移行しても学校施設や町の体育施設の利用について十分な対策がとられるか、町の考えを伺います。

細目5点目、学校の部活動が地域に移行された場合も、町として十分な予算確保に努めていく考えはあるかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 学校の部活動の地域移行についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、町の現状と課題についてですが、現状として町内に中学校の部活動については、少子化の影響もあって部によっては各学校での運営が難しくなっています。特に団体種目については、今後単独校ではチーム編成ができず、合同チームとして大会に参加する部が出てくるのが想定されます。今後、さらに少子化が進むことが考えられ、その場合には他市町の中学校との合同チームで大会に参加することも想定しておく必要があると考えま

す。

そのため、7月から学識経験者や関係団体代表者等を委員とした検討委員会を開催し、町における中学校の部活動の在り方について協議を行っています。協議を踏まえ、地域移行に向けた課題としては、指導者の確保、受入れ団体の確保、保護者の経済的負担に係る対応等が必要であると考えます。

次に2点目、先生に対しての意向調査についてですが、現在部活動を行っている教員の意見や考えを伺うことは重要と考えます。そのため、1点目で申しあげました検討委員会の委員として、各中学校の校長及び部活動顧問代表を選出し、各学校における部活動の現状や、今後に向けた教員の意見を集約していくところであります。

次に3点目、児童生徒や保護者に対する調査についてですが、児童生徒及び保護者の意見や考えを伺うことは重要と考えます。そのため、町教育委員会として、児童生徒及び保護者に対してアンケート調査を実施し現状把握等に努めてまいりたいと考えます。

次に4点目、学校や町の体育施設の利用についてですが、中学校の部活動を地域移行する場合、学校施設はもとより町内施設の確保は必要と考えます。学校施設や町内施設が実情に応じて利用できるよう、町内関係団体及び関係部署と調整を図ってまいります。

次に5点目、予算確保についてですが、国や県の動向を踏まえ、町として必要な経費について精査した上で、予算確保に向けた対応が必要であると考えます。今後、受益者負担の考えも考慮した上で、町としての予算確保について検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） それでは、細目1点目の再質問に入ります。

地域移行になって活動する場合、各個人、団体の受け皿はあるのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 検討委員会の中で受け皿といったようなことですかね、それらについても検討しなければならないと考えております。現段階で、何が受け皿になれるかどこが受けてもらえるかといったような情報は一切ございませんので、よろしくお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 現段階でなんですけれども、指導者はいるのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 今現在部活動の指導を学校の教員がやっておりますけれども、学校の教員で地域移行になったとしても部活動を指導したいという教員はいらっしゃいます。

それから、実際に地域の方でやってみたいというような方がいれば、それはぜひ協力をいただければありがたいと思っているところでございます。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） どのような方法で各団体、指導者などを選んでいくのかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 議員のご質問につきましては、部活動の地域移行がもうそういうふうに行くというというようなそういうようなご質問に伺いましたけれども、実はまだ部活動を地域移行にするかどうかというその段階の協議でございまして、今後の那珂川町の中学校の部活動をどうしたらいいのかというところがまず最大の問題点だと思います。少子化によって今現在の部活動を維持継続することはほとんど不可能だというふうに考えられますので、それでは一体どうしたらいいかというところでございます。その一つの解決策として国・県では地域移行というのを考えろというようなお話でございまして、いわゆる受け皿団体であるとか、指導者の確保とか予算の確保とか、そういったものはそれに付随する課題になっていきますので、まずは今後の中学生の部活動をどうしたらいいか、そこを検討委員会の中で協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） ちょっと今の答弁で考えてきた再質問ができなくなってしまったので、切りがないので、一番大切なことかつ重要なのは話し合いだと思います。町が教育委員会的主导で各団体、スポーツ少年団、学校の実際に指導に当たっている教職員の方、個人での指導者などなど、話し合いの機会を設けていただけるとお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけれども、当然今ご指摘の点については必要だというふうに考えております。これは子どもたちのいわゆる将来の問題でございまして、子どもたちの指導に関わる全ての大人といえますか、地域の方々がど

のようにやっていったらいいかということ協議しなければいけないと思います。そのためには、各団体の方々の意見、それらをやはりお聞きしたり、アンケート調査をしたりといったようなことはもう十分やっていかなければいけないと思います。それは教育委員会主導でやっていきたいなと思っています。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） そういう話合いの場が今までないと各団体の方から聞いておりますので、ぜひ主導で機会を設けていただくことを要望いたしまして次の質問に入らせていただきます。

続いて、細目2点目、3点目は、先生方、児童生徒、保護者の意見を大切にして、町の参考にして話し合えばいいのかなと思いました。

細目4点目も、了承いたしました。

細目5点目の再質問させていただきます。

スポーツ少年団などの指導者資格取得、資格更新の補助金の拡充の考えがあるか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高瀬敏之） ただいまの質問にお答えします。

先ほど教育長から今検討委員会で協議も進めておりまして、指導者とか受け入れ団体を協議しているところでございますが、今スポーツ少年団というお話が出ましたのでお答えしますが、スポーツ少年団の指導者資格につきましては、町のスポーツ少年団の資格取得時と更新時に研修受講料を助成しております。また、公認スポーツ指導者として日本スポーツ協会に納入をする登録料につきましては、個人で負担をお願いしているところでございます。この登録は指導者による暴力事案や社会環境の変化を受けまして、指導者自身が学び続ける必要があることからスポーツに取り組む子どもたちに対する責任の安全安心につながることから個人負担をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 補助金なんですけれどもスポーツ少年団の補助金各手数料更新に1万円、結構大きい額だと思うんです。それをやはり踏まえ、今現在指導者は経費を自腹で出している状態で指導していただいている現状があります。ほとんどの方たちは子どもたちが好きで

指導していただいている方がほとんどだと思いますが、でなければ続けられないです。だからといってそこに甘えてばかりいていいのでしょうか。補助金の拡充があれば現在の指導者の負担が減り、新しい指導者が増えると考えが町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高瀬敏之） ただいまの質問にお答えします。

先ほど検討委員会の中で今協議中ということですので、スポーツ少年団の指導者の方が指導するという事はまだ決まっておりませんが、スポーツ少年団の資格の取得につきましては、事務局としてもいろいろ協力をしております。先ほどの日本スポーツ協会に登録すると4年間で1万円になるんですが、それをスポーツ少年団と協議して今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 最後に、現場の指導者の声をもっと聞いていただく機会をもっと持っていただき、改善できるところは改善していくというようなことを切望して、1番、神場圭司の一般質問を終わりにいたします。

○議長（益子純恵） 1番、神場圭司議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時15分